

現行の保育制度を堅持し、拡充を要望する意見書

平成20年3月28日、新たな保育所保育指針が告示されました。これによってすべての保育所が遵守すべき保育内容および最低基準が明確に示され、また、これまで以上に保育の質の向上が求められてきます。

しかし、最近の保育制度をめぐる規制改革や地方分権の動きにおいて、一般財源化、幼保一元化、児童福祉施設の最低基準の引き下げなどが議論されている状況です。

次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援する次世代育成支援施策を充実させ、「子どもが健全に育つ社会」「子どもを生子、育てることに喜びを感じることのできる社会」を実現できるよう、下記の事項について要望いたします。

記

1. 保育所運営費の財源確保の拡充
2. 直接契約方式の導入や直接補助方式への転換をせず、現行制度の堅持
3. 国の責任として定める児童福祉施設最低基準の拡充

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年(2008)9月26日

出雲市議会